

令和2年4月27日

UR都市機構

ご自宅内で実施する修繕等に際してのお願い

平素からUR賃貸住宅の管理にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

4月7日に発令された緊急事態宣言を受け、当機構では、団地内の清掃業務や修繕工事に従事するものを含め、感染拡大防止に最大限の注意を払いつつ、お住まいの皆さまの安全・安心を確保するため、日々の維持管理をすすめているところです。

この度、お住まいの皆さまと作業従事者の感染リスクの観点や感染症の拡大防止の更なる強化を図るため、ご自宅内で実施する点検や清掃、不具合箇所や設備の故障への対応について、当分の間、以下のとおり進めさせて頂く方針としました。

お住まいの皆さまにはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○事前のアポイントにかかわらず、訪問前（連絡が着かない場合にあっては訪問時）に、作業を進めてよいかを確認させていただきます。この際、予定の変更（延伸や中止等）のご要望をお伝え頂ければ、対応させていただきます。^(※1)

○ご自宅には、毎日の検温等による体調管理を実施している作業従事者が訪問します。この際、皆さまの体調についてもお尋ねさせていただきます。

○ご自宅での作業は、原則、手袋を着用し、素手で触れる部分は当該部位のアルコール消毒等^(※2)を実施させていただきます。

○作業の場所に応じて、作業時間中の換気の実施や、お互いが2m以上の距離を保てるように、ご協力をお願いさせていただきます。

○皆さまのご協力により適切に作業を実施して参ります。皆さまの体調、作業内容等より作業日の延伸等をお願いさせて頂くことがあります。

※1 階下への漏水等、緊急を要する場合、対策工事へのご協力をお願いさせていただきます。

※2 アルコール消毒液の入手が困難な場合は、次亜塩素酸ナトリウム液等を使用する場合がございます。

[本件に関するお問合せは最寄りの住まいセンターまで](#) 